

千葉市低公害車普及促進事業補助金のご案内 (令和4年度)

千葉市では、大気汚染対策及び地球温暖化対策として、天然ガス自動車やハイブリッド自動車を導入する事業者に対し、補助金を交付します。

申請される方は、千葉市補助金等交付規則及び千葉市低公害車普及促進事業補助金交付要綱をご確認ください。

対象事業	補助限度額	受付方法	募集期間
低公害ごみ収集車導入事業	1台あたり30万円	先着	令和4年11月1日(火) ～令和4年11月30日(水) (受付時間:9:00～17:00) (土・日・祝日を除く)
低公害車導入事業 (国土交通省との 協調補助)	1台あたり 30万円～200万円 (補助対象車両に より異なる)		

1 補助対象者

以下の要件を全て満たしている必要があります。ただし、低公害車導入事業の自動車リース事業者については、(2)及び(3)の要件に適合し、車両の貸与を受ける運送事業者が(1)～(3)を満たしていれば、補助金の交付対象となります。

- (1) 市内において継続して1年以上、同一の事業を営んでいること。
- (2) 市税(延滞金を含む。)の滞納がないこと。
- (3) 千葉市補助金等交付規則第4条の2各号のいずれにも該当しないこと。

2 補助対象事業

- (1) 低公害ごみ収集車導入事業
 - 市から一般廃棄物の収集若しくは運搬の委託を受けた者又は一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が、市内を走行する業務の用に供するごみ収集車として、天然ガス自動車又はハイブリッド自動車を購入する事業
- (2) 低公害車導入事業
 - 国土交通省の自動車環境総合改善対策費補助金(事業Ⅲ)の交付を受ける者(自動車リース事業者も対象)

3 補助対象車両

- (1) 低公害ごみ収集車導入事業
 - ・天然ガス自動車
 - ・ハイブリッド自動車
- (2) 低公害車導入事業（国土交通省との協調補助）
 - ・天然ガスバス
 - ・ハイブリッドバス
 - ・天然ガストラック
 - ・ハイブリッドトラック
 - ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガスバス又は天然ガストラックに改造したもの

4 補助金の額と補助対象経費

- ・補助対象経費：補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との価格差
 - ※下記（2）低公害車導入事業において、天然ガス自動車への改造の場合は、当該改造に要する経費が対象となります。
- ・補助率：補助対象経費の 1/3
- ・補助限度額
 - (1) 低公害ごみ収集車導入事業
 - ・1台あたり30万円
 - (2) 低公害車導入事業
 - ・天然ガスバス（小型バスを除く）：1台あたり200万円
 - ・天然ガス小型バス及びハイブリッドバス：1台あたり100万円
 - ・天然ガストラック及びハイブリッドトラック：1台あたり30万円

補助対象車両及び補助対象経費等については

千葉市低公害車普及促進事業補助金交付要綱の別表第2を

必ずご確認ください！！

※別表第2は次ページにあります。

千葉市低公害車普及促進事業補助金交付要綱より抜粋

別表第2 補助対象車両、補助対象経費等（第5条関係）

補助対象事業	低公害ごみ収集車導入事業(別表第1に規定する事業)	低公害車導入事業(別表第1に規定する事業)	
補助対象車両	車種	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス自動車 ・ハイブリッド自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスバス ・ハイブリッドバス ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガスバスに改造した車両 ・天然ガストラック ・ハイブリッドトラック ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガストラックに改造した車両
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内を走行する業務の用に供するごみ収集車であること。 ・市内に使用の本拠の位置を置く車両であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として市内を走行する業務の用に供する車両であること。 ・市内に使用の本拠の位置を置く車両であること(概ね路線及び時刻を定めて走行するバスを除く。) ・国土交通省交付要綱に基づき補助金の交付を受ける車両であること。
補助対象経費	補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との差額	補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との差額 なお、使用過程にあるディーゼル車の天然ガス自動車への改造については、当該改造に要する経費(ただし、当該改造に要する経費には、使用過程にあるディーゼル車の天然ガスバス又は天然ガストラックへの改造に付随して生ずる洗浄等の経費は含めないものとする。)	
補助率	1/3	1/3	
補助金交付の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、当該補助金と他の収入の合計額が補助対象経費を超える場合は、その超過額を当該補助金から減額する。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、当該補助金と他の収入の合計額が補助対象経費を超える場合は、その超過額を当該補助金から減額する。	
補助限度額	30万円/台	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスバス(小型バスを除く):200万円/台 ・天然ガス小型バス:100万円/台 ・ハイブリッドバス:100万円/台 ・天然ガストラック:30万円/台 ・ハイブリッドトラック:30万円/台 ※天然ガス小型バスとは、天然ガスバスのうち、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」(平成12年1月6日公示)1の(3)の車種区分が小型車であるものであり、車両の長さが7メートル以下で、かつ旅客席数が29人以下の自動車を言う。	
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 ・補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額) 	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 ・補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額) 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象としないものとする。 ・補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象としないものとする。 ・補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 	

5 補助金の交付申請

(1) 申請受付期間

令和4年11月1日(火)～令和4年11月30日(水)〈受付時間：9:00～17:00〉
(土・日・祝日を除く)

※先着順で受付します。ただし、同日の受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

(2) 提出方法

持参又は郵送(上記期日までに必着)

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階
千葉市環境局環境保全部環境保全課(環境影響評価班)

(4) 書類提出後の流れ

交付申請書を受理した後、市から「千葉市低公害車普及促進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)」を発送します。(通知日以降、補助対象事業に着手していただき差し支えありません。)

なお、事業完了後には実績報告書や補助金の交付請求書を提出していただきます。

※審査の結果、補助金を交付することが不相当と認められた場合も、同通知書によりお知らせします。

交付決定通知書を受け取った後は、**6 事業の実績報告**をご覧ください。

(5) 提出書類

共通	
1	千葉市低公害車普及促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
2	事業計画書（第1号の2様式）
3	登記事項証明書（現在事項全部証明書）
4	補助対象経費に係る見積書（写） ※車両本体価格、架装費、オプション費及び値引き等が内訳として明確なこと。
5	その他市長が必要と認める書類
別表第1に規定する低公害ごみ収集車導入事業の場合の添付資料	
	通常車両本体価格を証明できる書類（例：通常車両本体価格の見積書等）
別表第1に規定する低公害車導入事業（2）の場合の添付書類	
	自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書（写）
※リースを目的として自動車を取得する場合は、以下の書類もあわせて提出してください。	
	貸与料金の算定根拠明細書
	使用者（借受者）に係る同意書兼誓約書（第1号の3様式）
	使用者（借受者）の登記事項証明書（現在事項全部証明書等）

6 事業の実績報告

(1) 報告期限

事業が完了した日（自動車が納車された日等）から起算して15日以内。ただし、上記期日より最終期限である令和5年3月31日（金）の方が早い場合は、当該最終期限までに必着。

実績報告書が報告期限までに提出されない場合、補助金が受けられなくなりますのでご注意ください。

(2) 提出方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階
千葉市環境局環境保全部環境保全課（環境影響評価班）

(4) 書類提出後の流れ

実績報告書を受理した後、約4週間で市から「千葉市低公害車普及促進事業補助金額確定通知書（第9号様式）」を発送します。その後、交付請求書を提出していただきます。

交付決定通知書を受け取った後は、**7 補助金の交付請求**をご覧ください。

(5) 提出書類

共通	
1	千葉市低公害車普及促進事業実績報告書（第8号様式）
2	事業報告書（第8号の2様式）
3	契約書（写） ※車両本体価格、架装費、オプション費及び値引き等が内訳として明確なこと。
4	支払を証明する書類（写）
5	自動車検査証（写）
6	車両写真（全体、前方、後方、右方、左方）
7	他の収入額を証明する書類（写）
8	そのほか市長が必要と認める書類
※別表第1に規定する低公害車導入事業（2）で、リースを目的として自動車を取得する場合は、以下の書類もあわせて提出してください。	
	自動車賃貸借契約書（写）
	補助金相当額を使用者（借受人）に還元したことを証する書類
	貸与料金の算定根拠明細書 ※補助金の交付申請の際に添付したのから変更がない場合は不要

7 補助金の交付請求

(1) 請求期限

額確定通知書に同封の書類をご確認ください。
(おおよそ通知から2週間程度)

(2) 提出方法

持参又は郵送(上記期日までに必着)

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階
千葉市環境局環境保全部環境保全課(環境影響評価班)

(4) 書類提出後の流れ

交付請求書類を受理後、約4週間で市から口座振替にて補助金の交付を行います。

(5) 提出書類

1	千葉市低公害車普及促進事業補助金交付請求書(第10号様式)
2	振込依頼書
3	千葉市低公害車普及促進事業補助金交付決定通知書(写)
4	千葉市低公害車普及促進事業補助金額確定通知書(写)

8 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の処分制限期間に処分(※)する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する等のことを指します。

対象	区分	処分制限期間
ごみ収集車	最大積載量2t以下	3年
	最大積載量2t超	4年
トラック	最大積載量2t以下	3年
	最大積載量2t超	4年
バス		5年

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「千葉市低公害車普及促進事業処分承認申請書(第13号様式)」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要がありますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、金額の全部又は一部を免除することもあります。

9 注意事項

- (1) 各提出書類の押印欄は、全て同一の印（代表者印等）を使用してください。
- (2) 公的機関が発行する書類（登記事項証明書等）は、3か月以内に発行した書類を提出してください。
- (3) 申請者は本制度についてご理解いただき、各種手続は原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届を提出することにより、手続を業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (4) (3) の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (5) 各種提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いかねます。
- (6) 市は郵送事故等による書類の不受理の責任を負いません。
- (7) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階
千葉市環境局環境保全部環境保全課（環境影響評価班）
（受付：平日 9:00 ~ 17:00）
電話 043-245-5185
FAX 043-245-5553
E-mail kankyohozen-hojokin@city.chiba.lg.jp